

水道局員等をかたる 訪問販売に御注意ください！！

長崎県内で、水道局職員等を名乗り、「水道水に細菌が入っている」等と言って、浄水器の販売を勧誘する事案が相次いでいます。

<主な手口>

- ① 「水道局から委託を受けて来ました」「トイレを貸してくれ」等と言って、家に上がり込む。
- ② 「水質検査をします」と言って、水道水をコップに汲ませる。
- ③ 薬品をコップに入れて変色させ、「水道水に細菌が入っている」等と言い、水道水が体に悪いとの印象を与える。
- ④ 浄水器の販売を勧誘する。

- ※ 訪問販売業者は、
- ・ 氏名等の明示
 - ・ 売買契約を締結しない意思を表示した者に対する勧誘の禁止
 - ・ 売買契約申込み時の書面の交付
 - ・ 契約に関する重要事項について不実のことを告げることの禁止
- 等法令に規定があります。



～被害防止ポイント～

- 市役所や水道局では、申し出がない限り「水質検査」等で家庭を訪問することはありません。
- 上記のような訪問があった場合には、
 - ※ 身分証明書の提示を求める。
 - ※ 市役所等に確認する。
 - ※ 緊急の場合は110番
最寄りの警察署、交番、駐在所
警察情報ダイヤル
0120-110-874
(フリーダイヤル 110番にハナシてみよう)
へ御相談下さい。

